

6 財 第 5 7 1 号
令和 6 年 1 1 月 1 日

各区役所長
各部長・理事
教育長
市議会事務局長
各委員（会）事務局長 } 様

南相馬市長

令和 7 年度予算編成方針について（通知）

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」において、デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎える中、33 年ぶりの高水準の賃上げや企業部門における高い投資意欲など、足下での前向きな動きを更に力強く拡大すべく、二度とデフレに戻らせることなく、「コストカット」が続いてきた日本経済の成長型の新たなステージへの移行を目指すとし、また、東日本大震災からの復興についても、『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」等に基づき、原子力災害被災地域の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、今後とも、国が前面に立って取り組むとしている。

このような社会経済情勢の中、令和 7 年度は、「南相馬市第三次総合計画前期基本計画」の折り返しであるとともに、「第 2 期復興・創生期間」の最終年度となるため、本市の復興・再生と南相馬市第三次総合計画に掲げるまちづくりの基本目標「100 年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」の実現に向け、取組を着実に推進する重要な年となる。これまでの目の前の課題解決による復旧・復興から、中長期を見据えた創造的復興という新たな復興のステージを見据え、本市が持続的に発展していくための未来を見据えた施策を展開していくとともに、それを支える財政基盤の健全性の堅持にも努める必要がある。

このことから、新たに策定した「南相馬市中長期財政計画」のもと、健全で持続可能な財政運営に一層配慮しながら、施策・事業の「選択と集中」による徹底した見直しや財源確保を図り、質・量ともに最適な行政サービスを意識した予算編成が重要となる。

以上の状況を踏まえ、南相馬市第三次総合計画に掲げるまちづくりの基本姿勢となる「つなぐ・よりそう・いどむ」を進んで体現するとともに、これまでの前例踏襲や組織の縦割りに捉われず、市民ニーズに応えるために何が最善かを考え、職員相互の創意工夫や挑戦、さらには各部（区）間の連携など組織を挙げて複雑な課題に対応することを基本とし、令和 7 年度予算編成方針を定めたので、南相馬市財務規則第 7 条の規定に基づき通知する。

1 予算編成の基本的な考え方

令和7年度は、第2期復興・創生期間の最終年度であるとともに、第三次総合計画前期基本計画の折り返しとなる。予算の編成にあたっては、本市の着実な復興・再生と総合計画に掲げるまちづくりの基本目標である「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」の実現に向け、令和7年度行政経営方針に基づき、全庁、一円融合となって展開することを基本とする。

以上を踏まえ、令和7年度の予算編成は、以下の方針に基づき行うものとする。

(1) 第三次総合計画の着実な推進

第三次総合計画に掲げる7つの「政策の柱」に基づく事業等について、優先的に予算配分するとともに、総合計画の着実な推進を図るため、特に、南相馬市行政経営方針に掲げる「重点分野」に重点配分するなど、積極的に予算措置を行う。

(2) 健全で持続可能な財政基盤の維持

①中長期財政計画に基づく財政健全化対策

財政計画の目標である

- ・実質的な経常収支比率：90%未満
- ・実質公債費比率の抑制：8.4%未満
- ・将来負担比率：引き続き健全な財政指標の維持
- ・財政調整基金残高：標準財政規模の10%の残高維持

の達成に向け、「収支改善に向けた取り組み」「経常経費の抑制」「復興関連事業の集中的な議論に基づく事業の見直し」「市債残高の適正管理」を意識し取り組むこと。

②事業の選択と集中

ア 新規事業や既存事業の拡充は、その財源は同じ目的をもって実施している既存事業の廃止や休止、統合など、事業の新陳代謝を進めることで捻出することを基本とすること。また、後年度の負担分についても、その財源捻出策を明確にすること。

イ 「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを強く意識し、全ての事業について、きめの細かい事務事業の見直し、創意工夫を行うこと。

ウ 「貢献度の高い事業へ」「定量的目標と事業終期の設定」「既存事業の統合・廃止・継続の検証」を徹底して、第三次総合計画に基づく各施策に集中させるため、真に必要な事業の選択と集中、メリハリのある予算編成に努めること。

③執行残削減の取組

令和5年度一般会計決算において、執行残が約24億円となり、実質収支比

率の上昇要因となっている。そのうち、執行努力など効率的な執行に努めた結果による執行残もあるものの、それ以外については、次のとおり削減に取り組むこと。

ア 直近の決算状況を踏まえ、執行率の低い事業や、予算額と決算額に乖離のある事業については、予算要求額を削減することを基本とすること。

令和5年度決算において、執行率が90%に満たない事業について、予算要求限度額を設定する。

イ 執行残が多額となっている原因・理由を検証した上で、年度内に執行可能な事業量を検討し、事業の必要性・合理性が低いと判断されるものについては、廃止・縮小を含めた見直しを行うこと。

④特定財源の積極的な活用と自主財源の確保の取組

これまで一定の目的を果たしている東日本大震災復旧・復興基金など、残高が減少し、中長期的な活用が望めない基金もあるため、従来の国、県等の補助制度等の積極的な活用に加え、自主財源の確保も積極的に取り組むこと。

ア 特定財源の確保

これまで以上に各部・課において補助制度等に関する積極的な情報収集に努め、国県補助金等を最大限に活用すること。特に、復興事業の財政措置については、国や県の動向に注視しつつ、国や県に対して強く求め、適時、財政課やイノベ政策課に相談すること。

イ 自主財源の確保

- ・従前にも増した市税等の収納率向上の取組をはじめ、受益者負担などの負担の適正な水準確保にも努めること。
- ・市有財産の有効活用にも努めること。最も効果的な活用方法により、歳入確保及び維持管理経費の削減を行うこと。
- ・他自治体の取組を情報収集し、ふるさと応援寄附等の既存制度のほか、先進的かつ効果的と判断できる場合は、積極的に取り組むこと。
- ・基金管理における「最も確実かつ有利な方法」という大原則のもと、日本銀行のゼロ金利政策解除を踏まえ、基金の運用に取り組むこと。

⑤予算編成と連動した執行体制の見直し

人員及び時間外勤務を前提とした事業費予算を編成する考えではなく、デジタルトランスフォーメーション（DX）推進の視点からの事務改善をはじめ、施策や事業の見直しを職場内で十分に議論し、最適な執行体制の検討を踏まえた予算編成を行うこと。

また、職員の働き方改革や効率的な業務の推進の観点からも、職員一人ひとりの能力を最大限に活かしつつチーム力を高めていけるよう、職員間の業務負担の偏りを改善するとともに事務事業の徹底的な効率化により時間外勤務の更なる縮減に努めること。

⑥ファシリティマネジメント※の推進

本市が保有する土地・建物等の資産を経営資源として総合的に捉え、保有のあり方、維持管理、利活用の最適化を目指し取り組むこと。

公共施設については、公共施設等総合管理計画等に基づき、中長期的な視点に立ち、規模・数量、質、コスト等を将来の人口や財政の規模に見合った水準へと最適化を図ること。また、課題となっている用途廃止した遊休施設等について、民間活力の導入も含め積極的な活用を図ること。

加えて、施設の長寿命化及び維持管理コストの削減を推進するため、施設改修及び修繕計画を策定することで、修繕箇所・時期等の優先順位を明確化し、予算配分の最適化など計画的な保全に取り組むこと。

※ファシリティマネジメントとは

提供すべき行政サービスの質を確保しつつ、公共施設について、修繕・更新の他、施設の転用、集約化、長寿命化等の手法を使って、財政的に持続可能かつ安全に維持・管理するための方法を考える取り組み

（３）復旧・復興事業の見直し

令和７年度が第２期復興・創生期間の最終年度となることから、これまでの成果を見極め、完了、縮小等を見直しを行うこと。

①東日本大震災復旧・復興基金充当事業

東日本大震災からの早期の復旧・復興を推進するために活用してきた東日本大震災復旧・復興基金の充当事業については、これまでの事業成果等も踏まえ、事業の完了も含めた見直しを行うこととする。

なお、詳細は別途通知することとするが、令和７年度当初予算の要求については、見直しの結果に基づき要求すること。

※南相馬市中長期財政計画に基づく令和７年度基金取崩額：５億円

②福島再生加速化交付金等の国県補助事業

国の財源フレームを最大限活用する一方、第２期復興・創生期間後も、引き続き、国県に対して、強く財源確保を求めることとする。

（４）物価高騰等の社会情勢の影響への対応

物価や賃金高騰等による市民生活や事業活動などの影響を十分考慮に入れながら、状況の変化や国の動向を見極め、最適な事業手法や費用対効果の最大化など事業の創造・転換の視点を持ち検討すること。なお、経常経費に関わる物価高騰の影響額については、実績や動向を勘案し、適切に見積り要求すること。

（５）議会及び監査委員からの指摘事項等への対応

過去の決算審査や議会での審議や意見、監査意見書等を踏まえた見直しや改善に努めること。

（６）特別会計（企業会計含む）の予算編成

一般会計に準じて予算を編成する。

なお、一般会計の繰り出す財源に安易に依存することなく、国・県支出金の獲得、自主財源の節約・確保に努力し、より効果的な運用に努めること。特に、赤字が見込まれる場合については、収支改善のための取組・見通しを明らかにして要求すること。

特に企業会計においては、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。また、地方公営企業法第 17 条の 2（経費負担の原則）の規定に留意し要求すること。

なお、企業会計の経営改善・自立に向け、繰出基準などを参考にしつつも、これらを前提とせず、一般会計からの繰出金の縮減を図ること。

２ 予算フレーム（別紙参照）

厳しい財政状況の中で、市民サービスの水準を維持しつつ、新たな課題に対応するため、各部局別の枠配分額の設定及び執行残削減の取組等により必要な財源を捻出し、重点分野等に優先的に予算を配分するなど、メリハリのある予算を目指す。

（１）重点経費

対象経費：新規事業（庁議付議となる事業）

編成手法：一件査定（所要額）

※重点経費については、一般財源ベースで前年度と同規模の 1 億円を別枠で確保する。

（２）政策的経費

対象経費：南相馬市第三次総合計画第 3 次実施計画掲載事業

（令和 6 年 9 月 26 日付け 6 企第 340 号「南相馬市第三次総合計画第 2 次実施計画（兼令和 6 年度主要事業）の自己点検及び同計画第 3 次実施計画事務事業（兼令和 7 年度主要事業）の選定について（依頼）」に基づき整理後（重点化後）の事業）

編成手法：一件査定（所要額）

（３）義務的経費等

対象経費：人件費、扶助費、公債費、繰出金、債務負担、積立金 等

編成手法：一件査定（所要額）

（４）投資的経費

対象経費：普通建設事業費、災害復旧事業費

編成手法：一件査定（所要額）

(5) その他経費

対象経費：(1)(2)(3)(4)以外の経費

編成手法：区・部枠配分

※配分額については、対象となる経費の令和6年度当初予算一般財源額をベースに、南相馬市中長期財政計画に基づき設定。

①維持補修費：＋2%

②物件費：約▲2%（物価上昇率1%、計画に基づく縮減額▲3%）

③補助費：約▲2%（物価上昇率1%、計画に基づく縮減額▲3%）

なお、要求額が区・部枠配分の範囲内の場合、基本的に査定は行わない方針であるが、市としての統一性が必要な場合や政策的な観点、あるいは予算編成の過程で収支不足が生じた場合等、必要に応じて調整を行うものとする。

【区・部枠配分一覧表（一般財源ベース）】

区・部	令和6年度	令和7年度	増減額
総務部	300,809	282,781	▲ 18,028
復興企画部	591,210	555,806	▲ 35,404
市民生活部	408,249	381,158	▲ 27,091
健康福祉部	255,650	236,140	▲ 19,510
こども未来部	284,720	274,359	▲ 10,361
商工観光部	144,761	133,320	▲ 11,441
農林水産部	81,038	80,992	▲ 46
建設部	462,326	435,148	▲ 27,178
小高区	36,034	34,111	▲ 1,923
鹿島区	39,538	35,441	▲ 4,097
教育委員会	1,130,429	1,071,655	▲ 58,774
(参考)行政委員会等	45,347	45,347	0
合計	3,780,111	3,566,258	▲ 213,853

※増減額 2.1 億円について

- ・上記①②③縮減額：0.7 億円
- ・執行残縮減額：1.4 億円

3 予算編成にあたっての留意事項

(1) 中長期的・組織横断的視点、実施効果を高める視点による事業構築

第三次総合計画に掲げる7つの「政策の柱」に基づく事業の実施に当たり、次の点に留意し取り組むこと。

①中長期的・組織横断的視点による事業構築

1つの事業で実施するよりも、他事業と連携することにより、政策目標の実現に向けて大きな効果が期待される事業については、関係する課・部間において調整を行い、複数の事業を組織横断的に構築すること。ひいては、限られた人員や財源の効果的な活用に繋げること。

②実施効果を高める視点による事業構築

施設整備などのハード事業を実施しようとする場合には、整備後の目的が達成できるよう、また、可能な限り整備効果を高めるとともに将来負担を低減できるように、ハード事業と一体で実施するソフト事業も検討すること。

(2) 精度の高い事業の構築

予算要求に当たって、根拠（証拠・定量的目標）に基づく精度の高い事業構築を求めるため、実効性のある内容となるよう、必要性の根拠となる情報の収集、事業実施の前提条件や課題の整理、関係機関等と協議など準備をしっかりと行うこと。

なお、全ての事業について、事業の必要性（課題やニーズ）や効果（効率性・費用対効果・有効性等）に関するデータ・根拠に基づき事業を構築することとし、年度途中で不足を生じたり、多額の不用額を生じたりすることがないように厳密に積算を行った上でデータを用いた予算要求を行うこと。

(3) 本庁・区役所の連携強化

震災後は3区がそれぞれ異なった課題を有しているため、本庁・区役所で情報を共有し、全市で取り組む事業については、部長職が強いリーダーシップを発揮すること。

旧避難指示区域においては、本庁・区役所が連携し、復興の進捗に応じた課題に対応し、帰還した市民が安心して生活できるよう市民目線に立ったきめ細やかな対応と、また、帰還・移住定住等の促進に繋がる予算編成を行うこと。

なお、各区共通事業は本庁へ集約傾向にあるが、投資的経費を除き、さらなる集約化を検討し、スケールメリット、予算管理及び執行の効率化に繋げること。

(4) 外部資源の活用による行政資源の効率化

第三次総合計画に掲げるまちづくりの基本目標「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」の実現に向けて、必要となる人員などの行政資源を

捻出するため、市民活動団体等の多様な主体との協働事業展開等の検討を行うこと。

ただし、過度の行政依存（補助金交付額の増加、継続・代替の財政支援の要請や担当課からの人的支援等）が見受けられるため、引き続き団体等の自立支援にも努めること。※「協働推進のための補助金交付・業務委託等における取り組み方針（H26.11.14 26 総第 953 号）」

また、直接実施事業における事業の迅速化、効率化を図るため、民間事業者に委託するなど事業手法の再検討も行うこと。

参考1 現下の社会経済情勢を取り巻く財政状況と今後の見通し

1 国の経済情勢と財政動向

(1) 国の経済情勢

内閣府が発表した9月の月例経済報告では、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」旨の報告がされている。

(2) 国の財政動向

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」において、物価上昇を上回る賃上げの定着を図るとともに、グリーン、デジタル、科学技術・イノベーション、フロンティアの開拓、経済・エネルギー安全保障等の分野における、長期的視点に立った戦略的な投資の実行により、経済全体の生産性を高め、日本経済を「成長型の新たな経済ステージ」へと移行させるとしている。また、人口減少が本格化する2030年度までを経済構造への変革を起こすラストチャンスと捉え、この6年間を計画期間とする「経済・財政新生計画」を定め、引き続き経済・財政一体改革を推進するとしている。

令和7年度予算については、持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・子ども政策の抜本的強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速、防衛力の抜本的強化を始めとした我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることとしている。

骨太方針2023において、当面は、足下の物価高や世界経済の減速等による我が国経済の下振れリスクに万全の対応を図りつつ、持続的な成長と分配の好循環の実現に向けて、国内投資の拡大や研究開発の促進による生産性の向上とともに、価格転嫁を通じたマークアップ率の確保による賃上げを車の両輪として一体的に進めるため、物価や経済の動向を踏まえ、今後も機動的に対応し、あわせて、人への投資の抜本強化、労働移動の円滑化、労務費も含めた価格転嫁対策の強化等により「構造的賃上げ」の実現に取り組むとともに、骨太方針2023で示した重点分野への官民連携投資を実行することにより、潜在成長率の引上げを図るとしている。

令和7年度予算編成に向けた考え方は、①骨太方針2023、骨太方針2022及び骨太方針2021に基づいた経済・財政一体改革の着実な推進、②新しい資本主義の加速（構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・子ども対策の抜本的強化など）や我が国を取り巻く環境変化への対応（防災・減災、国

土強靱化、東日本大震災等からの復興、国民生活の安全・安心）など、重要政策課題へのメリハリの利いた予算編成などとされている。

2 地方財政の課題及び仮試算の主な内容

（1）令和7年度の地方財政の課題

- ①地域経済の好循環・持続可能な地域社会の実現等に向けた重要課題への 対応
- ②地方の一般財源総額の確保等
- ③地域DXの推進と財政マネジメントの強化
- ④東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等の事業費及び財源の確実な 確保

（2）令和7年度の地方財政収支の仮試算

- ①一般財源総額は前年度比2.0%増の67兆円
- ②地方交付税の総額は前年度比1.7%増の18兆9,753億円
- ③財源不足額は、1兆9,000億円と引き続き巨額の財源不足が生じる
（前年度1兆8,000億円）
- ④地方債全体計画額は、前年度比3.5%増の9兆5,383億円

3 本市の財政状況と財政収支の見通し

本市の財政状況を、令和5年度普通会計決算で見ると、

- ① 歳出決算額は、令和5年台風第13号等災害対応、原油価格・物価高騰、新型コロナウイルスへの対応、そして、東日本大震災関連事業の影響で540.8億円（対前年度比39.7億円）と高い水準となり、実質収支は24.2億円の黒字（対前年度比3.8億円の増）を維持している。
- ② 財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は94.8%（対前年度比0.3ポイント減）となったが、減収補てんを含む本来の市税として算定した実質的な経常収支比率は90.8%（対前年度比0.4ポイント増）と上昇した。
- ③ 財政の健全度を示す指標である健全化判断比率は、いずれも財政の早期健全化が必要となる早期健全化基準を下回っており、引き続き健全性が保たれた状況にある。
- ④ 基金現在高は247.7億円（対前年度比8.8億円の増）
うち通常事業分は149.5億円（対前年度比18.5億円）
東日本大震災関連基金分は98.2億円（対前年度比27.3億円）
- ⑤ 地方債現在高は257.5億円で、対前年度比5.4億円の減（臨時財政対策債を除いた実質地方債残高は151.5億円で、対前年度比5.2億円の増）となり、縮減が着実に進んでいる。
- ⑥ 一般会計歳出予算の執行率は、88.3%となり、対前年度3.6ポイント増（改善）となった。
- ⑦ 一般会計歳出予算の不用額は23.8億円となり対前年度3.9億円減となった。

となっている。

次に、令和7年度の財政収支の見通しは、

- ① 歳入では、一般財源である地方税等（国の定額減税の影響を除く）は、定額減税の影響により減収となっていた個人市民税の回復を見込む一方、定額減税による減収補てんとして交付されていた地方特例交付金が減となり、前年度から概ね横ばいとなる見通しとなり、また、普通交付税、臨時財政対策債についても、国の「令和7年度地方財政収支の仮試算」を参考に、本市の基準財政需要額等の影響を加味した試算では、概ね横ばいとなる見通しとなった。
- ② 歳出では、引き続き高齢化の進行による社会保障関連経費の増加等の影響による扶助費の増や長期化する物価高騰の影響や公共施設・インフラ施設の長寿命化等維持補修費が増となる一方、県人事委員会勧告によるベースアップや期末勤勉手当の引き上げに伴う影響額を加味した上で、第三次定員適正化計画に基づく職員数の減や定年の段階的な引き上げ（2年に1回）等により人件費は減となる見通しとなった。

さらに、令和8年度以降の財政収支の見通しについても、歳入合計よりも歳出合計が上回る収支不足の状態となる見通しとなった。復興事業の進捗に伴い、通常事業の規模が膨らみ、規模の適正化を要する一方、新たな課題へ対応していく必要があることなど、国の制度改正や経済情勢の変化が生じる中、真に必要な事業を見極め、引き続き、健全で持続可能な財政運営を続けるため、中長期財政計画に基づく財政健全化対策に取り組む必要がある。